

桜川市市長交際費支出基準

第1 趣旨

この基準は、市長が外部との交際上、特に必要と認める場合に予算の範囲内で支出する市長交際費について、その支出項目、支出内容、支出金額その他必要な事項について定めるものとする。

第2 責務

市長交際費の支出にあたっては、支出内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ必要最小限の金額となるよう常に努めなければならない。

第3 支出項目等

支出項目は、「慶祝」「弔慰」「見舞い」「会費」「渉外」「賛助」「その他」の7項目とし、支出内容及び支出金額は以下に定めるところによる。

支出項目	支 出 内 容	支 出 金 額
慶 祝	記念式典、慶事等に対するお祝い (副市長又は代理による出席者を含む。)	1万円を限度とする
弔 慰	香典、供花、供物	別表に定める基準の範囲内
見 舞 い	病気、災害、事故等に対する見舞い	別表に定める基準の範囲内
会 費	各種団体等の構成員として支出する会費 (副市長又は代理による出席者を含む。)	社会通念上妥当と認められる範囲内
	各種団体等が行う懇親等を目的とする会合の出席費用 (副市長又は代理による出席者を含む。)	
渉 外	行政執行上で外部との公の交渉、訪問等のための必要な贈答用品	社会通念上妥当と認められる範囲内
賛 助	各種団体等が行う事業の趣旨に対する賛助	1万円を限度とする
そ の 他	上記に掲げるもののほか、市政推進上市長が特に必要と認めたもの	社会通念上妥当と認められる範囲内

第4 見直し

この基準は、市長交際費の支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

〈別 表〉 弔慰・見舞い支出基準

区 分			弔 慰			見舞い (限度額)
			香典 (限度額)	供花	供物	
市議会議員	現職	本人	10,000 円	○		
		親族	10,000 円			
	元職	本人	10,000 円			
行政委員	現職	本人	10,000 円	○		
		親族	10,000 円			
附属機関委員・民生児童委員・人権擁護委員・保護司・消防団員等の公機関の委員	現職	本人	10,000 円	○		
地元選挙区選出の国会・県議会議員	現職	本人	10,000 円			
近隣・関係自治体の長	現職	本人	10,000 円			
		親族	10,000 円			
市政協力団体の長	現職	本人	10,000 円			
常勤特別職	現職	本人	10,000 円	○		
	元職	本人	10,000 円			
市 職 員	現職	本人	10,000 円	○		
その他市長が特に必要と認める者			10,000 円	○		10,000 円

【備 考】

- ① 親族とは、配偶者、一親等血族および、同居の一親等姻族をいう。
- ② 行政委員とは、教育委員、選挙管理委員、公平委員、監査委員、固定資産評価審査委員、農業委員、または行政から委嘱を受けた委員等で市長が必要と認めた者をいう。
- ③ 「供花」「供物」にかかる金額は、社会通念上妥当と認められる範囲内とする。
- ④ 「供花」は、相手方の意向等の事情がある場合には、「供物」に替えることができる。

【交際費の考え方】

行政執行上、市を代表して市の利益を図るために、外部との交際上必要と認められる経費であるので、支出にあたっては、社会通念上妥当な範囲で、必要最小限にとどめる。